# 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団における 科学研究費助成事業-科研費-の研究実施要綱

社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団 理事長 冨田 輝司 制定 平成31年3月1日

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団(以下「事業団」という)の研究者が行う研究のうち、科研費を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及をはかることを目的とする。

### (組織の責任体制)

- 第2条 組織全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う者(最高管理責任者) を理事長と定める。
  - 2 最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(統括管理責任者)を神奈川リハビリテーション病院長と定める。
  - 3 科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(コンプライアンス推進責任者)を研究部長と定める。
  - 4 研究倫理教育責任者を研究室長と定める。

## (組織、研究を行う職)

第3条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するものは下のとおりである。

研究部 (技幹、主任研究員、研究員)

#### (研究計画の策定)

- 第4条 研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において 自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。
  - 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを理事長に提出するものとする。

### (研究の実施)

第5条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、事業団の活動として実施するものとする。

## (研究成果の取扱い)

第6条 研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規定に係わらず、当該研究 の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっ ては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

#### (研究報告の義務)

第7条 科研費による研究を行う研究者は、科研費に係る要綱及び交付の際に附される諸条件に 従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを理事長に提出するものとする。

#### (管理等の事務)

- 第8条 科研費の研究計画調書の取りまとめ及び補助金の経理管理等の事務は、事務部病院管理 課(以下「病院管理課」という)が所掌する。
  - 2 病院管理課は、研究者の依頼に基づいて物品の発注を行う。研究者本人は発注を行わない。
  - 3 病院管理課は、業者が持ち込んだ物品について、事業団財務規程施行規則第29条に基づき契約書、見積書、納品書その他の関係書類との照合確認を行うとともに同規則第30条に基づく検査手続きを行った後、研究室に納品させる。
  - 3-2 物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施する。
  - 3-3 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・ 点検など)に関する検収について、発注前に実効性のある明確なルールを双方確認した上 で運用する。
  - 4 病院管理課は、研究者の依頼に基づいて出張伺いの決裁を取る。用務終了後に出張報告 書、領収書及び航空券半券等により事実確認を行う。
    - ア 研究打ち合わせ等の用務の場合は、出張報告書に研究課題名、用務地・用務先、出張 日程、用務内容等を記述する。
    - イ 学会出席等の用務の場合は、参加したことを証明するもの(参加証等)を提出する。
    - ウ 謝金が発生するものについては、事前に依頼企業等からの依頼文に基づき決裁する。
  - 5 病院管理課は、研究者からの依頼に基づいて非常勤職員の雇用伺いの決裁を取る。作業 終了後に勤務報告等により、事実確認を行う。

### (内部監査)

- 第9条 研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」(平成19年2月15日(令和3年2月1日改正)文部科学大臣決定)を踏ま え、内部監査を行う。
  - 2 内部監査は、病院管理課又は研究部主幹が行う。
  - 3 監査の対象は、前年度の契約実績の約10%を抽出したものとし、会計書類の検査並び に購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する。

## (コンプライアンス教育等)

- 第10条 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」(平成19年2月15日(令和3年2月1日改正)文部科学大臣決定)を踏まえ、科研費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないことなどを盛り込んだ誓約書を提出させる。誓約書の提出がない場合は、科研費の管理・運営に関わらせない。
  - 2 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(令和3年2月1日改正)文部科学大臣決定)を踏まえ、実施計画を策定し研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。

## (法令等の遵守)

第11条 事業団に所属する研究者は科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部 科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守する ものとする。

## 附則

- この要綱は、平成31年3月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 付則
- この要綱は、令和7年2月10日から施行する。